○国土交通省令第十号

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）の一部及び建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第六号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項の表二(一)の項(ろ)欄中「、令第四十二条ただし書」を「、令第四十二条第一項第二号、同条第一項第三号」に、「同条第三項ただし書、同条第四項」を「同条第三項、同条第四項」に、

令第四十二条ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項

を

令第四十二条第一項第二号に規定するへの適合性審査に必要な事項
令第四十二条第一項第三号に規定する方法への適合性審査に必要な事項
令第四十二条第一項第三号に規定するによる検証内容

に、

各階平面図	赤色灯及び非常用進入口である旨構造
二面以上の立面図	令第百二十六条の六第三号に規定の位置
	非常用進入口又は令第百二十六条号に規定する窓その他の開口部の
	赤色灯及び非常用進入口である旨構造
二面以上の断面図	令第百二十六条の六第三号に規定に通ずる出入口の構造
	令第百二十六条の六第三号に規定に該当することを確認するために項
	令第百二十六条の六第三号に規定方法への適合性審査に必要な事項

を

各階平面図	赤色灯及び非常用進入口である旨構造
二面以上の立面図	令第百二十六条の六第三号に規定の位置
	非常用進入口又は令第百二十六条号に規定する窓その他の開口部の
	赤色灯及び非常用進入口である旨構造
二面以上の断面図	令第百二十六条の六第三号に規定に通ずる出入口の構造
	令第百二十六条の六第三号に規定に該当することを確認するために項
	令第百二十六条の六第三号に規定方法への適合性審査に必要な事項

に、

各階平面図	赤色灯及び非常用進入口である旨構造
二面以上の立面図	令第百二十六条の六第三号に規定の位置
	非常用進入口又は令第百二十六条号に規定する窓その他の開口部の
	赤色灯及び非常用進入口である旨構造
二面以上の断面図	令第百二十六条の六第三号に規定に通ずる出入口の構造
	令第百二十六条の六第三号に規定に該当することを確認するために項
	令第百二十六条の六第三号に規定方法への適合性審査に必要な事項

を

各階平面図	赤色灯及び非常用進入口である旨構造
二面以上の立面図	令第百二十六条の六第三号に規定の位置
	非常用進入口又は令第百二十六条号に規定する窓その他の開口部の
	赤色灯及び非常用進入口である旨構造
二面以上の断面図	令第百二十六条の六第三号に規定に通ずる出入口の構造
	令第百二十六条の六第三号に規定に該当することを確認するために項
	令第百二十六条の六第三号に規定方法への適合性審査に必要な事項

に改め、同表(十)の項(ろ)欄中

耐火構造等の構造詳細図	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法
	その他法第二十二条の規定に適合することの確認に必要な図書
	令第百九条の六に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

を

耐火構造等の構造詳細図	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法
	その他法第二十二条の規定に適合することの確認に必要な図書
	令第百九条の六に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

に改め、同表(十一)の項(ろ)欄中

令第四十六条第二項第一号ハの構造計算の結果及びその算出方法	
令第四十六条第三項本文に規定すの適合性審査に必要な事項	

を

令第四十六条第二項第一号ハの構結果及びその算出方法	
令第四十六条第三項本文に規定すの適合性審査に必要な事項	

に改め、同表(十二)の項(ろ)欄中

造計算の基準	
る基準への構造方法	

を

造計算の基準	
る基準への構造方法	

に改め、同表(十三)の項(ろ)欄中

耐火構造等の構造詳細図	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法
	その他法第二十二条の規定に適合することの確認に必要な図書
	令第百九条の六に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

を

耐火構造等の構造詳細図	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法
	その他法第二十二条の規定に適合することの確認に必要な図書
	令第百九条の六に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

に改め、同表(十四)の項(ろ)欄中

室内仕上げ表	令第百二十三条第一項第二号及び第三項第三号に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ

を

室内仕上げ表	令第百二十三条第一項第二号及び第三項第四号に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ
	令第百十七条第二項第二号及び令第百二十六条第二項第三号に適合することの確認に必要な図
	令第百十七条第二項第二号に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項
	令第百二十三条第三項第二号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

に、

各階平面図	赤色灯及び非常用進入口である旨構造
二面以上の立面図	非常用進入口又は令第百二十六条号に規定する窓その他の開口部の
	赤色灯及び非常用進入口である旨構造

を

各階平面図	赤色灯及び非常用進入口である旨構造
二面以上の立面図	令第百二十六条の六第三号に規定の位置
	非常用進入口又は令第百二十六条号に規定する窓その他の開口部の
	赤色灯及び非常用進入口である旨構造
二面以上の断面図	令第百二十六条の六第三号に規定に通ずる出入口の構造
	令第百二十六条の六第三号に規定に該当することを確認するために項
	令第百二十六条の六第三号に規定方法への適合性審査に必要な事項

に改め、同表(十五)の項(ろ)欄中「第百二十九条第七項」を「第百二十八条の五第七項」に、「第百二十九条に」を「第百二十八条の五に」に改め、同表(十七)の項(ろ)欄中

防火区画の位